

第 8 7 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

記

公の施設の名称 及び所在地	長岡京市立中山修一記念館 長岡京市久貝三丁目 3 番 3 号
指定管理者	長岡京市長法寺谷山 1 3 - 1 多世代交流ふれあいセンター(長岡京こらさ) 2 階 特定非営利活動法人長岡京市ふるさとガイドの会 理事長 横山 高尚
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

## 長岡京市立中山修一記念館指定管理者選定経過

- 1 指定管理者の募集(公募)について  
募集受付期間：令和5年8月1日～8月31日  
募集周知方法：①広報長岡京8月号に募集記事掲載  
②長岡京市のホームページに募集記事掲載(8月1日～)
- 2 応募者について  
応募者数：1件  
応募者名：特定非営利活動法人長岡京市ふるさとガイドの会
- 3 選定方法について  
市職員、外部の専門的知識を有する者及び公募等市民で構成される長岡京市指定管理者候補者評価委員会による書類審査及び面接審査で評価  
面接審査実施日：令和5年10月10日(火)  
午後1時30分から40分間  
長岡京市指定管理者候補者評価委員会の評価を参考に選定
- 4 選定の基準について
  - (1) 記念館としての事業をはじめ、長岡京市の市民が集い、ふれあい、交流できる場の提供ができると認められること。
  - (2) 歴史に関する展示等の実績。
  - (3) 歴史に関するイベント等の実績。
  - (4) 地域との連携に関する実績。
  - (5) 他類似施設との連携に関する実績。
  - (6) 事業計画書による記念館の運営が市民の利用を拡大し、サービスの向上が図られるものであること。
  - (7) 事業計画の内容が記念館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図れるものであること。
  - (8) 事業計画書に沿った記念館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
  - (9) 長岡京跡をはじめ、市内の文化財に関する専門的な知識を有する者であること。
  - (10) 長岡京をはじめ、市内の歴史的な事項に関する専門的な知識を有する者であること。